

社会保障・税番号制度

～マイナンバー制度～

社会保障・税・災害対策の3分野について、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が始まりました。

《個人番号（マイナンバー）について》

- 個人番号（マイナンバー）は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されています。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者などの在留者や特別永住者などの外国籍の方にも同様に指定・通知されています。
- 個人番号（マイナンバー）は、「通知カード」により、住民票の住所に通知されています。
- 個人番号カード(マイナンバーカード)には顔写真があり、通知カードには顔写真がありません。
- 番号法では、個人番号（マイナンバー）の漏えいや悪用のリスクから特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）を守るため、マイナンバーの利用範囲（番号法に規定された社会保障・税・災害対策に関する事務）や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

《税分野におけるポイント》

◆税務関係書類(申告書・申請書等)に個人番号(マイナンバー)を記載してください

☞個人番号（マイナンバー）の記載が必要となる書類と時期（例）

	記載対象書類	一般的な場合の提出時期
所得税	令和2年分の確定申告書	〔令和2年(令和3年度)分の場合〕 ⇒令和3年2月9日～3月15日
市民税 県民税	令和3年度の市民税・県民税申告書	

※申告書には、申告する人の個人番号(マイナンバー)の他に、被扶養者（扶養される人）等の個人番号(マイナンバー)の記載も必要になります。

※上記の他、申請書や届出書にも個人番号(マイナンバー)が必要になるものもあります。

※本人へ交付される給与所得の源泉徴収票や特定口座年間取引報告書等への個人番号(マイナンバー)の記載は不要です。

◆税務関係書類を提出する際に、本人確認が必要になります

なりすましを防止するための本人確認（番号確認及び身元確認）を行いますので、個人番号（マイナンバー）を記載した税務関係書類を提出する際には、申告される本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

☞本人確認を行うときに使用する書類（例）

①個人番号カード(マイナンバーカード)は顔写真あり、通知カードは顔写真なし。

<例1> 個人番号カード(マイナンバーカード)のみ【番号確認及び身元確認書類】

※個人番号カード(マイナンバーカード)の写しで本人確認を行う場合、表面及び裏面の写しが必要となりますのでご注意ください。

<例2> 通知カード【番号確認書類】（通知カードは氏名・住所等に変更ないものに限る）＋運転免許証や健康保険証など【身元確認書類】